「償却資産」とは

会社や個人で工場や商店を経営されている方や、農業・不動産貸付業等の 事業を行っている方が、その事業のために用いることのできる構築物、機械、 器具、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税 されます。

<償却資産の申告>

飯田市内に償却資産を所有される方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、市内に所有する償却資産について1月31日までに申告書を提出していただくことになっています。ただし、以下の資産は申告する必要がありません。

償却資産の対象外のもの

- ・自動車、軽自動車など自動車税、軽自動車税の課税対象にあてはまるもの
- ・耐用年数1年未満、または10万円未満の償却資産で消耗品として損金算入したもの
- ・20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したもの
- ・無形固定資産(営業権・鉱業権・漁業権・ソフトウェアなど)
- 生物(牛・馬・鶏・果樹など)

<申告の注意事項>

次の場合でも申告は必要です

・廃業、解散、休業、事業所の移転、住所・名称(氏名)変更等の場合でも

申告書にその旨を記載してください

・資産の増減がない場合や課税標準額の合計が150万円以下で課税されない

場合でも申告は必要です

・申告漏れの資産については5年間まで遡って課税されます

<「償却資産」の具体例>

業種別の償却資産を具体的に例示すると以下のとおりです

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、レジスター、金庫、ルームエアコン、応接 セット、キャビネット、内部造作、看板(広告塔、袖看板、案内 板、ネオンサイン)、自動販売機、駐車場設備、外構、外灯、簡 易間仕切り、中央監視制御装置、受変電設備等
農業	ビニールハウス、果樹棚、耕運機、草刈機、柿むき機等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機、スキャナー等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト (軽自動車税の 対象になるものは除く)、大型特殊自動車等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸器、木工スライス盤、カンナ器、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス器、剪断器、 溶接機、グラインダー等
製パン、製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、 カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習設備等
飲食店業	接待用家具、厨房用品、冷凍・冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ、 自動販売機等
小売業	陳列棚、商品陳列ケース、陳列台、自動販売機、冷凍・冷蔵庫等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、サインポール等
医(歯)業	各種医療機器、各種キャビネット等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス器、ボイラー、ビニール包装設 備
不動産貸付業	受・変電設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、外灯等
駐車場業	受・変電設備、ターンテーブル、料金自動計算装置、舗装路面等

ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイル
d and a land the sile	チェンジャー、ジャッキ、照明設備、洗車機、ガソリン計量器、
自動車整備業	独立キャノピー、防壁、地下タンク、自動販売機等
浴場業	温水器、濾過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等

注意

下記の資産も償却資産として申告が必要です!!

- ・建設仮勘定に計上されている資産、償却済み資産、簿外資産であっても1月1日現在 事業の用に供しているもの
- ・他の事業所に貸し付けているもの(リース資産)
- ・改良費(資本的支出として資産に計上されたもの)は本体と別に新規取得資産として の取り扱いになります
- ・遊休、未稼動の資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することのできるもの
- ・家屋に施した取り外しが容易な設備(簡易間仕切り等)や特定の生産または事業の用に供する建築設備・造作など
- ・福利厚生の用に供するもの
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円以下の資産でも個別償却をしているもの